

～児童手当が義務教育就学前まで支給されます～

今まで、3歳未満のお子さんを養育している方に支給されていた児童手当は、制度が改正され6月1日から次のようになります。

	改正前	改正後
対象年齢	3歳未満	義務教育就学前(6歳到達後最初の年度末) ※平成6年4月2日以降に生まれた児童
手当月額	第1子・第2子 5,000円 第3子以降 10,000円	第1子・第2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支払月	2月・6月・10月	2月・6月・10月

◎児童手当の支給を受けるには？

- ※児童手当は養育者からの申請がないと支給されません。都留市役所市民生活課年金担当の窓口(公務員の方は勤務先)へ申請書を提出してください。
- ※申請書の他に「年金加入証明書」「所得証明書」など、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。(平成12年1月2日以降に都留市に転入してきた方は、前住所地での12年度の児童手当用の所得証明が必要になります。)
- ※所得が一定額以上の方には児童手当は支給されません。所得制限額については、年金担当にお問い合わせください。

◎いつごろ手続きすればいいの？

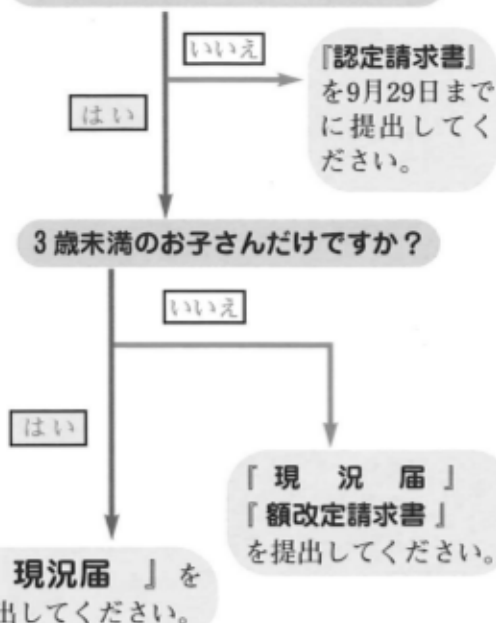
<新規に請求する方>

平成12年9月29日までに申請された場合、平成12年6月分までを上限としてさかのぼって支給されます。(注意)ただし、9月に申請した場合、事務処理上10月の支払日に間に合わない場合がありますので早めに提出してください。また、10月1日以降の申請については、翌月分からの支給となります。

<現在児童手当を受けている方>

『現況届』は6月30日までに提出することになっています。必ず提出してください。また、義務教育就学前のお子さんもいる場合は『額改定請求書』も提出してください。額改定請求書の支給条件も新規に申請する方と同様です。

現在児童手当を受けていますか？



問合先 市民生活課 国民年金担当

城下町奉行だより

都留警察署情報発信コーナー

台風・大雨に備えて

毎年、7月から9月にかけて台風が到来します。

「備えあれば憂いなし」

のことわざがありますが、みなさん自身の安全を守るため、次のことに注意してください。

(1) 台風や大雨が近づいたら、テレビ・ラジオなどの気象情報に注意しましょう。

(2) 家屋の補強や家の周りの水はけを良くして、倒壊・浸水を防ぎましょう。

(3) 「大雨洪水警報」などが発表されたら、崖崩れ・鉄砲水などの危険がある地域の方は、早めに避難しましょう。

災害は、いつ発生するか分かりませんが、台風・大雨シーズンに入ったら、日ごろからの準備と、その対策を家族で話し合うことも大切なことです。

スピード違反はやめましょう

昨年、県内では79件の交通事故死事故が発生して83人の方が亡くなっていますが、このうちスピード違反によるものが、約4割と高い割合を占め、死亡事故原因のトップとなっています。スピード違反が重大事故の原因です。

理由は、スピードが速いほど

(1) ドライバーの視野が狭くなり、危険の発見が遅れる。

(2) 危険を発見してから、停止するまでの距離が長くなる。

(3) 衝突した時の衝撃が大きい。

などのことがあげられ、スピードの出すぎが重大事故を招いています。

車を運転するときは、「ゆとり」を持った運転計画を立てて、スピードの出すぎには十分注意してください。